

# 学費返還規程

## 第1条（目的）

本規定は、当校における学費の納入及び返還に関する事項を定め、学生と学校双方の権利・義務を明確にすることを目的とする。

## 第2条（適用範囲）

この規定は、当校に入学を希望し、学費を納入したすべての学生に適用される。

## 第3条（学費の納入）

学生は、所定の方法により期日までに入学検定料、入学金、授業料、諸経費等の学費を全額納入しなければならない。

## 第4条（返還の原則）

原則として、納入された入学検定料、及び入学金は返還しない。ただし、以下の場合には、納入金から入学検定料、入学金、解約に係る諸経費を差し引いた金額を返還する。

## 第5条（入学前の返還）

1. COE 交付後、査証不許可となった場合、入学許可書を返却し、かつ、パスポートから査証不許可である事実を確認した後、納入された学費のうち、入学検定料を除く全額を返還する。
2. COE 交付後、学生が入学を辞退した場合、入学許可書の返却後、納入された学費のうち、入学検定料、入学金、解約事務手数料 11,000 円を除く全額を返還する。

## 第6条（入学後の返還）

1. 入学後、学生が早期に退学した場合、退学後の状況が確認できるものの提出により、納入された学費のうち、以下の金額を返還する。
  - 入学検定料、入学金は返還しない。
  - 授業料及び諸経費については、退学時期に応じて日割り計算し、返還する。但し、諸経費については性質上、納入済み、且つ日割り計算できないものについては、返還しない。
2. 在留期間更新許可申請が不許可となり、退学して帰国する場合も、同様とする。

## 第7条（返還手続き）

学費の返還を希望する学生は、所定の手続きに従い、必要書類を提出しなければならない。

## 第8条（その他）

本規定に定めのない事項については、学校の運営方針及び法令に従うものとする。

令和6年1月1日

にんじんランゲージスクール